

中高生のみなさんへ

ヤングケアラーについて知ろう

ヤングケアラーって？一緒に考えてみよう！



すまいるあくしょん

滋賀県

ヤングケアラーって!?

本来大人が担うと想定される
家事や家族の世話などを
日常的に行っている
子ども・若者のこと



身近な存在

クラスに1~2人の
ヤングケアラーがいると
言われています。

子ども若者育成支援推進法という法律上、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども若者」が国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されています。

※ 滋賀県では、「子ども若者ケアラー」と呼ぶこともあります!

例えば



障害や病気のある家族に代わり、家事をしている



家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のある家族の世話や見守りをしている



目の離せない家族の見守りや声掛け、気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



ガン・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



家計を支えるために労働をして、家族を助けている



家事や家族の世話には、気づかいや見守り、声掛けなど、たくさんの内容が考えられます。



お手伝いじゃないの!?

お手伝いは自分の成長にとって、素晴らしい経験になります。

でも・・・ヤングケアラーには、

年齢や成長のスピードに合わない内容の家事や世話をしているなど、その責任や負担の重さから、自分や学校生活に影響が出ることがあります。

こんな時はありませんか？

無理をしているサインかも

体の調子が
悪くなる



悩みや
不安で心が
しんどい



家事・世話
のための
遅刻や早退



宿題や
勉強する
時間が
十分にとれない



部活動や
友達と
遊ぶ時間が
十分に取れない



自分の夢や
したいことを
考える
余裕がない



家事や家族の世話はこれからも続いたり、すぐには解決できない不安もあると思います。だけど、信頼できる大人や場所の手助けを受けながら、無理をせず、自分自身を大切に、自分の好きな時間を過ごしたって大丈夫です。

ヤングケアラーは気づきにくい

ヤングケアラーを
よく知らない

世話をするのは
当たり前

相談するほど
のことじゃない

家族のことを
話したくない

周りに知られたくない
かわいそうと
思われたくない

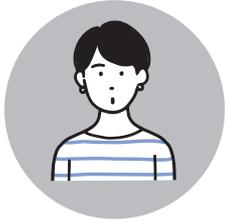
相談すると家族に
悪いと思う

様々な理由から、助けが必要でも相談しづらい人もいます。

小さい頃から家事や家族の世話が必要な子、突然必要になることもあります。

誰もがヤングケアラーについて理解し、
「頼ってもいいんだ」「一人じゃない」と
思える雰囲気に変えていきましょう。

聞いてみよう ヤングケアラーの声



心の支えは学校の先生と友だち

家族の関係が上手くいかない時は、自分のせいだと感じていた。長女だからしっかりしないと思っていた。

どんなことをしていたの？

アルコールに依存する父の対応や、病気や学校に行きづらいきょうだいの話し相手などの心のサポート。

支えになったことはある？

■学校の先生と友だち
学校の先生や友だちが「一人の人間なんだから、しんどいと思うのが当たり前だ」と言葉をかけてくれ、ただ話を聞いてもらえることが心の支えになった。

これからのこと

親や病気のきょうだいも心配であり、家の近くで働くことができればいいなど思っている。自分と同じように、いろいろなつらさやしんどさを持つ子どもや若者の役に立ちたい。

信頼できる大人や友だち

話を聞いてもらったり、ぐちをいい合ったり、楽しい時間を一緒に過ごす。そんな時間もとても大切。



居場所とは？

自分にとって安心して居心地のいい場所・時間や人との関係のこと。たくさんの居場所に会ってほしいな！

スマホ
時間

学校

こども
食堂

公園

地域の子どもの居場所との出会い

小さい頃から家庭での居づらさや、学校でも周りにうまくなじめず、行けない日々もあった。地域の子どもの居場所に出会えて良かった。

どんなことをしていたの？

家の事情で、食事の準備や身の回りのことは自分でしている。

支えになったことはある？

■地域の子どもの居場所の存在
僕にとっては「第2の家」。いろいろな人と話したり、自由に過ごせる時間。髪を切ったことにも気付いてくれたり、話を聞いてただ受け止めてもらえることが嬉しかった。



あったらいいな

情報を発信できる機会があるといいな。同じような経験をしている人に気づくきっかけが増えればいいと思う。



自分の夢のために

進学校に通っており、多くが大学へ行く中、自分の生活の安定と夢である職業につくため、専門学校へ行き、就職を選びました。今は家を離れ、大変だけど、やりがいのある仕事につけています。

どんなことをしていたの？

心の不安定な父の対応や、働きづめの母のため、家族の食事の準備や話し相手をしていました。いつもと同じことをしても、調子が悪い時はきつく当たられたり。常に「助けて...」と思っていました。自立を考えるタイミングで、中学生からなりたかった夢と自分の生活の安定を考えるようになりました。

支えになったことはある？

■学校の先生
学校の先生に家のことを相談したことがきっかけで、スクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんなどを紹介してくれました。先生たちは、自分の時間が取れない私に自習室を開放してくれたり、勉強以外に様々な制度や福祉サービスを教えてくれました。その後、奨学金制度を利用しながら専門学校へ進学し、夢だった職に就くことができました。家事やケアは当たり前・自分の時間のうちと受け入れがちであったが、外部に頼れる人がいることを知りました。

スクールカウンセラー

心の悩みの専門家。みなさんの話を聞いて心のケアを行います。保護者や先生にもアドバイスをします。

スクールソーシャルワーカー

家庭と福祉等の関係機関を橋渡しして、自分だけでは解決できない家庭環境の悩みに対して助けてくれる専門家です。



相談できる人や 場所があります

学校で

学校の先生 保健室の先生
スクールカウンセラーさん
スクールソーシャルワーカーさん



家族のケアに関わる
ヘルパーさん
ケアマネージャーさん



お家で

子どもの居場所の
スタッフさんや
学習支援の先生

地域で子どもを
見守る大人



民生委員・児童委員さん

地域で

あなたの気持ちに寄り添う大人や
場所はたくさんあります。
それに、もし周りの友だち・
きょうだい・家族などが
困っていたら、相談できることを
教えてあげてください。

滋賀県の子どもと若者の相談窓口

自分のこと・家族のこと・友だちのことなど、何でも相談できます！

こころんだいやる

0120-0-78310 (無料)

相談時間：毎日午前9時～午後9時まで (12/29～1/3 休み)
午後9時以降は「24時間子供 SOS ダイヤル」につながるよ。

こころのサポートしが LINE 相談

相談時間：毎日午後4時～午後10時まで



友達登録はこちらから→

あなたのひみつは守ります。

アクセスしてみよう！

滋賀県の ヤングケアラーの取組



滋賀県公式
ホームページ

居場所や
相談場所などの
情報をUPして
います！

ヤングケアラーの
全国の相談窓口
を探してみる



ヤングケアラー
について
もっと知りたい



こども家庭庁ヤングケアラー特設サイト



滋賀県内の約3万人の
子ども達の声から生まれた
子どもたちの笑顔をふやす
行動様式です。



詳しくは↑



自分も周りも大切に



頼れる人や場所を
見つけよう

最後に 子どもの権利のお話

みなさんは、子どもの権利という言葉聞いたことはありますか。
それはみなさんが生まれながらに持っているものです。子どもの権利には、
大きく4つの権利があるとされています。

生きる権利

全ての人から大切に
され、しっかり食べ、
安心して眠り、元気
に暮らすことができます。

育つ権利

安心して好きなこと
を勉強したり、友達
と遊んだり、ゆっく
り休んだり、健康に
育つことができます。

参加する権利

自分の考えやしたい
ことが尊重され、自
由に意見を表すこと
ができます。

守られる権利

あらゆる暴力や虐待、
いじめなどから守ら
れます。人の違いな
どを理由に、差別さ
れません。

子どもに関するあらゆる法律や、大人・社会全体が子どもの権利を大事にしています。



だから、みなさんも信頼できる大人や場所に安心して頼り、
なりたい自分へのチャレンジを諦めないでください。

ひそひそばなし

しんどさやつらいことは、誰にだってある。
自分の中で我慢したり、閉じ込めたりすると、
苦しくなったり、ストレスになるよ。
誰かに聞いてもらうことだけでも楽になるよ。
これは実際に『カタルシス効果』とも呼ばれてるんだ～！
『カタルシス・カタルシカ？ 語るしかー！』

shhh...

読んでくれてありがとう。

発行・お問い合わせ

滋賀県子ども若者部

子どもの育ち学び支援課（県庁新館 2F）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3458 FAX : 077-528-4854

E-mail: jb00@pref.shiga.lg.jp

子どもの権利が守られる社会を目指す

滋賀県 子ども基本条例



おとな向け

滋賀県

滋賀県
子ども基本条例

子どもの権利、知っていますか？

すべての子どもには、自分らしく幸せに生き、健やかに成長するための大切な権利があります。

子どもの権利条約

(児童の権利に関する条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年に国連総会において採択されました。世界196の国と地域が締約し、日本は1994年に批准しました。

内容

- 子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。
- 成長の過程にある子どもには、特別な保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

条約の4つの原則

- 差別の禁止
- 子どもの最善の利益
- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの意見の尊重

それぞれ、条文に書かれた権利であるとともに、すべての子どもの権利の実現を考えるときに、あわせて考えることが大切な「原則」とされています。これらは、日本で2023年に施行された「こども基本法」にも取り入れられました。

滋賀県子ども基本条例

滋賀県では、「子どもの権利条約」、「こども基本法」を踏まえて、「滋賀県子ども基本条例」を制定し、2025年4月1日に施行しました。

目的

子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指します。

制定までの経過

条例の検討会議には、子ども・子育てに関する仕事をしているおとなだけでなく、高校生や大学生にも参加してもらいました。また、2023年に実施したアンケート結果(回答者:県内1万人超の小学生~大学生)も反映しています。

条例の目的にある、子どもの権利とは？

子どもがもっている大切な権利

生きる権利

命が守られ、健康で安全に暮らすことができます。

- 安全な住まいが確保され、十分な食事をとることができます。
- 必要な医療を受けることができます。

育つ権利

教育を受けたり、遊んだり、休んだりして、自分の力を十分に伸ばしながら成長することができます。

- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができます。

守られる権利

暴力を受けたり、一方的に権利が奪われたりしないよう守られます。

- 人との違いなどを理由に差別されません。
- あらゆる種類の虐待や搾取、有害な労働などから守られます。

参加する権利

自分に関わることについて自由に意見を表したり、仲間と団体をつくって活動したりすることができます。

- 自分の考えや思いが大切にされます。
- 仲間と一緒に社会の一員として活動することができます。

他にもさまざまな権利があります。



子どもの権利をしっかりと理解し、子どもに寄り添いながら、その健やかな成長を支えていきましょう。子どもが自分の権利を大切に、他者の権利も尊重できるよう、おとながわかりやすく伝えていきましょう。



基本理念

子どもの権利が守られる社会をつくるために、「何を大切にするのか」を定めています。



1 子どもの権利が守られる社会づくりは、次のことを意識して進めていくことが大切です。これらは、「子どもの権利条約」の4つの原則をもとにしています。

● **子どもは差別を受けない権利があること**

すべての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的な扱いを受けない権利をもつ

● **子どもは大切に育てられる権利があること**

すべての子どもは、福祉に関する権利（適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、健やかな成長・発達・自立が図られることなど）や、教育を受ける権利をもつ

● **子どもは自由に意見を表す権利があること**

すべての子どもは、自分に関わるすべてのことについて意見を表明する権利や、多様な社会的活動に参画する権利をもつ

● **子どもの最善の利益を考えること**

すべての子どもは、年齢や一人ひとりの発達段階に応じて意見が尊重されるとともに、子どもにとって何が最もよいかを優先して考慮される

2 子どもの権利が守られる社会をつくるために、次のことを進めていくことが大切です。

● **子どもが他者の権利を尊重しながら、共に社会をつくっていけるようにすること**

すべての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会づくりに参画できるようにする

● **すべての子どもへの支援が、年齢や一人ひとりの状況に応じて切れ目なく行われること**

● **社会全体で連携・協力すること**

国、県、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民が相互に連携・協力する

みんなの責任と役割

基本理念に基づき、それぞれが果たすべき役割を定めています。



● **子どもの権利が守られる社会を実現するには、一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに協力しながら責任をもって行動していくことが必要です。**

子どもの意見の尊重



社会全体で、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが大切です。

子どもから意見を聴くときの留意事項

- ① 子どもにとって十分でわかりやすい情報を提供すること
- ② 意見の表明を強要しないこと
- ③ 表明された子どもの意見を尊重すること
- ④ 意見を聴く内容が子ども自身に関連する内容であることを説明すること
- ⑤ 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること
- ⑥ すべての子どもに意見を表明するための均等な機会を提供すること
- ⑦ 子どもの意見表明を効果的に促進するために必要な措置(コミュニケーション能力やファシリテーションスキルを身に付ける、ファシリテーターを活用するなど)をとること
- ⑧ 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保など必要な措置をとること
- ⑨ 子ども意見に対して、適切な応答をすること

子どもたちの実際の声

頭ごなしに否定せず、どんな意見も尊重してほしい。

馬鹿にしたり、冷やかしたりしないでほしい。

秘密を守ってくれると、安心して自分の意見を言ってみようと思える。



- おとなは、子どもの意思をくみ取って意見の形成を支援し、必要に応じて子どもの意見を代弁することも大切です。
- 滋賀県は、子ども施策の策定・実施・評価において、子どもの意見を反映させるための措置を講じます。

◎ おとなには、子どもの立場に立ち、子どもの意見にしっかりと耳を傾け、適切に応えていく責任があります。
子どもが安心して意見を言える環境を、共につくっていきましょう。

子どもの権利を守る仕組み



子どもが悩みや不安を抱えて困っているときに、いつでも相談できる体制を整えています。

子どもの権利侵害に関する事案で、相談窓口での解決が難しい場合は、「滋賀県子どもの権利委員会」(子どもの権利侵害を救済するための公平・中立な第三者機関)に申し立てることができます。

お気軽にご相談ください

相談窓口

(相談できる窓口の情報は裏表紙に掲載しています。)

どんな悩みでも、相談員が気持ちに寄り添いながら、お話を丁寧に聴き、一緒に考えます。

滋賀県子どもの権利委員会

学識経験者や弁護士など、専門的な知識をもつ5名の委員が

- ✓ 子どもの思いに寄り添った解決方法を検討する
- ✓ 解決に向けて、関係者への調査や調整を行う
- ✓ 必要に応じて、子どもの気持ちや意見を関係者に伝えるなど、事案の解決に向けて活動します。

他にも...

- 子どもの権利侵害に関して、必要に応じて滋賀県に意見を述べます。
- 滋賀県が行う子どもの権利の周知啓発活動に協力します。



詳しくはこちら

子どもはかけがえのない存在です。

子どものもつ可能性が限りなく広がるように、社会全体で子どもの権利を守っていきましょう。
子どもにとって何が一番よいかを考え、子どもが健やかに安心して成長できる社会を、
共につくっていきましょう。

子どもの相談窓口

子どもの声に耳を傾け、
寄り添うことが大切です。



子どもが困っていたり、悩んでいたるときに、
安心して相談できる窓口があります。
必要に応じて、子ども本人や、身近なおとなの方に伝えてあげてください。
また、おとなの方からの「子どもに関するご相談」も受け付けていますので、
どうぞお気軽にご利用ください。

● 相談窓口

電話相談

24時間子供SOSダイヤル

毎日・24時間

な や み い お う
☎ 0120-0-78310

9時～21時(12/29～1/3除く)の間に県内から電話をかけると、
「こころんだいやる」につながります。

電話相談

こころんだいやる

毎日(12/29～1/3除く)・9時～21時

☎ 077-524-2030

LINE相談

こころのサポートしが

毎日・16時～24時

右の二次元コードからLINEの
友だち追加をすると、相談できます。



● 「もしや虐待では・・・?」と思ったら

電話相談

児童相談所虐待対応ダイヤル

毎日・24時間

い ち は や く
☎ 189

189番にかけると、最寄りの児童相談所につながります。

電話相談

虐待ホットライン

毎日・24時間

は ぐ く む
☎ 077-562-8996

発行

令和7年10月発行
滋賀県子ども若者部
子ども若者政策・私学振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854

淡海子ども・
若者プラン 概要版

子ども・若者が笑顔で
幸せに暮らせる滋賀



令和7年
滋賀県

淡海子ども・若者プランについて

「淡海子ども・若者プラン」は、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築を行うなど、子ども・若者政策の一層の推進を図っている本県において、より総合的かつ体系的に施策を構築し推進していくため、当事者である子ども・若者の意見を踏まえて作成した、5年間の中期的な計画です。

●計画の位置づけ

本県における子ども・若者政策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
滋賀県子ども基本条例に基づくほか、県の各分野の計画との整合性を図ります。

滋賀県基本構想

滋賀県子ども基本条例

淡海子ども・若者プラン

- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
- 「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
- 「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
- 「都道府県子どもの貧困対策計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- 「都道府県こども計画」(こども基本法)
- 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

滋賀県地域福祉支援計画

滋賀県保健医療計画

滋賀県教育振興基本計画

●計画期間 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

●計画における「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします(個別の規定がある場合は各法令等の規定によることとします)。

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。

子ども・若者を取り巻く主な現状・課題

子どもの意見を聴き、それを反映する仕組みが十分でない

ニート、不登校など子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化している

就労や結婚をはじめとした若者の希望を叶えるための支援が必要

貧困状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境の整備が必要

子育て家庭が孤立することのないよう、人と人とのつながりがもてる社会環境づくりが必要

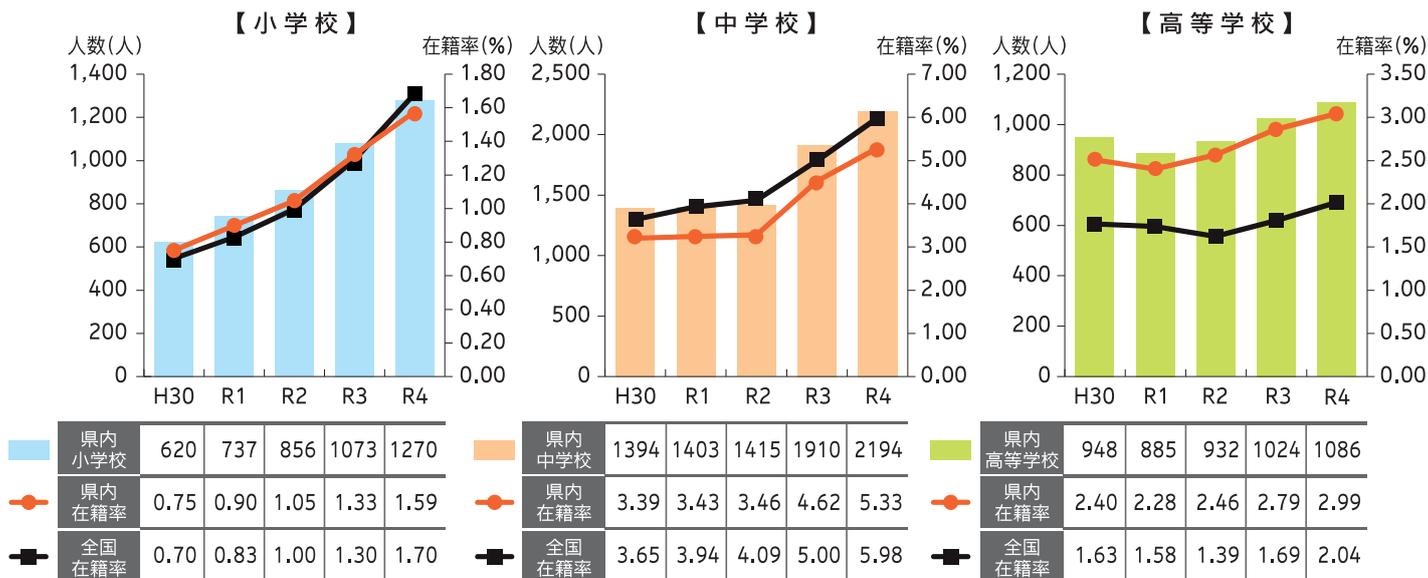
安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくりが必要

ひとり親家庭に対して、生活面や就業面での支援が必要

児童虐待件数の増加

●不登校の状況

不登校の状態にある児童生徒数は、近年増加傾向にあります。

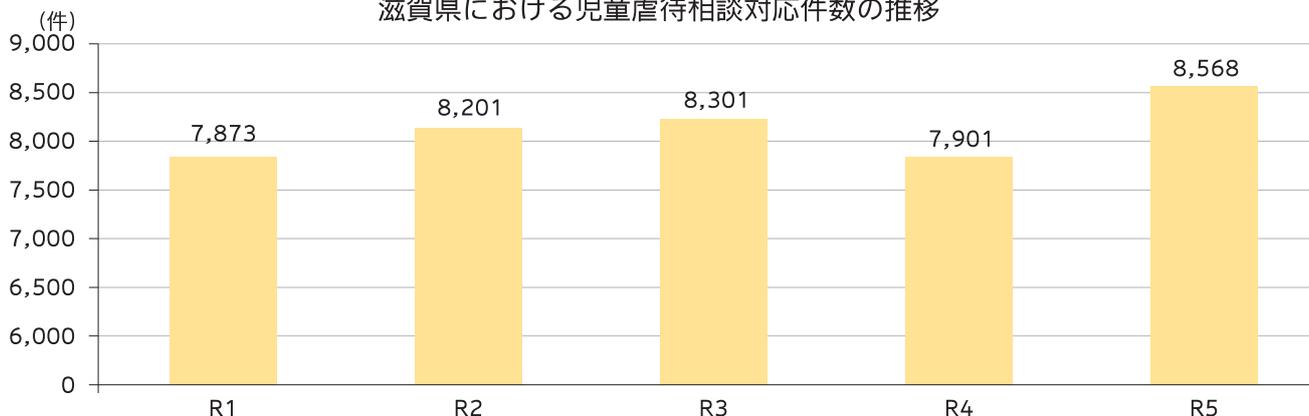


(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

●児童虐待の状況

令和5年度の児童虐待に関する相談件数は8,568件となり、令和4年度に減少したものの、再び増加に転じています。内訳としては、「心理的虐待」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

滋賀県における児童虐待相談対応件数の推移



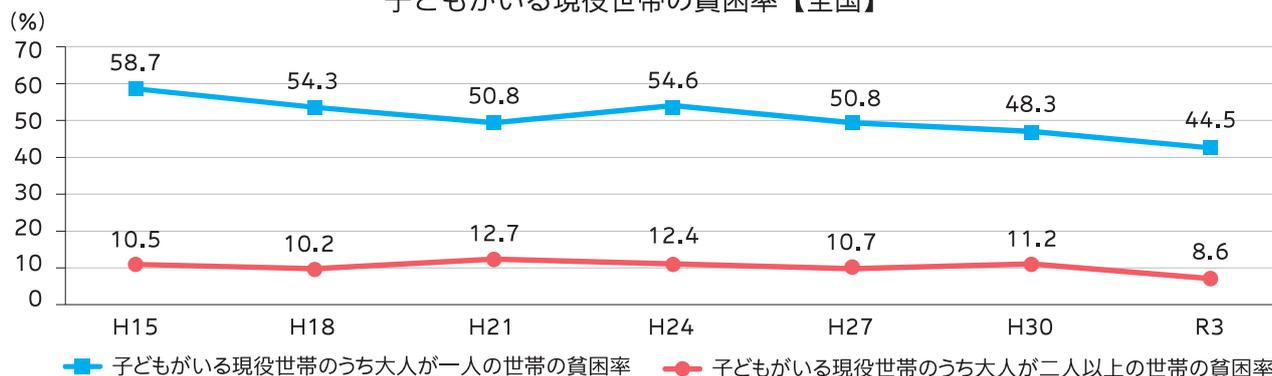
※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
(センター3,093件+市町8,547件-3,072件(連携分) = 8,568件)

(資料) 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

●子どもの貧困

子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

子どもがいる現役世帯の貧困率【全国】

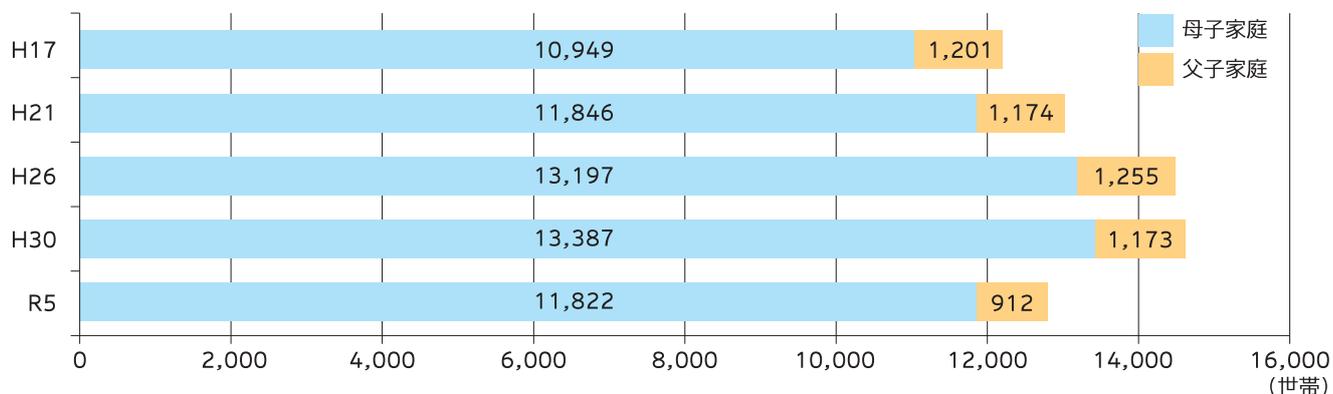


(資料) 国民生活基礎調査の概況 厚生労働省

●ひとり親家庭

県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年8月1日現在で12,734世帯です。理由としては、母子家庭においては離婚が最も多く、次いで、未婚、死別となっています。父子家庭においては離婚が最も多く、次いで死別、未婚となっています。

ひとり親家庭の世帯数の推移（滋賀県）

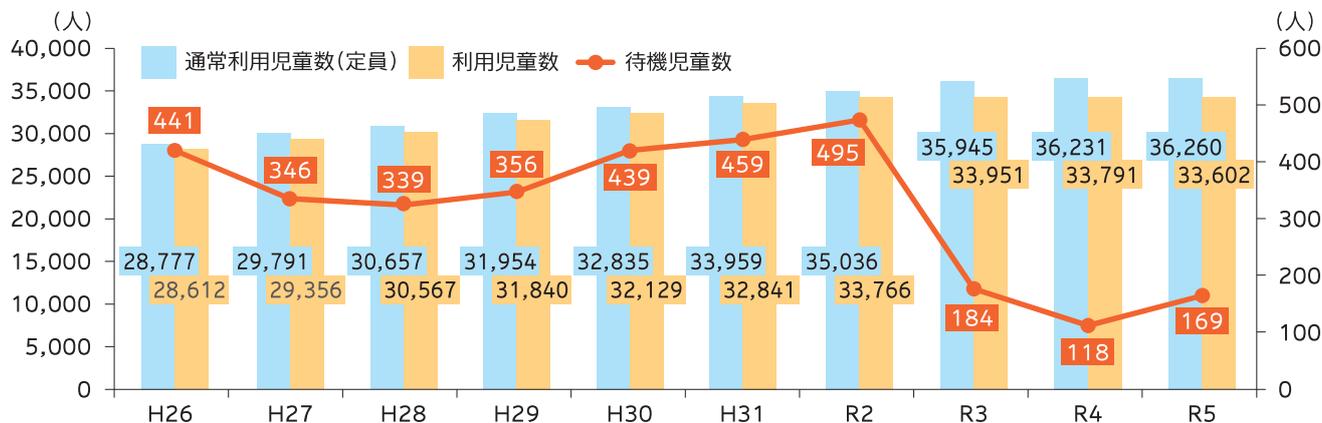


（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

●待機児童の推移

保育所等利用児童数は増加していますが、令和5年4月1日現在においても、169人の待機児童が生じています。

女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消等により、再び増加しています。



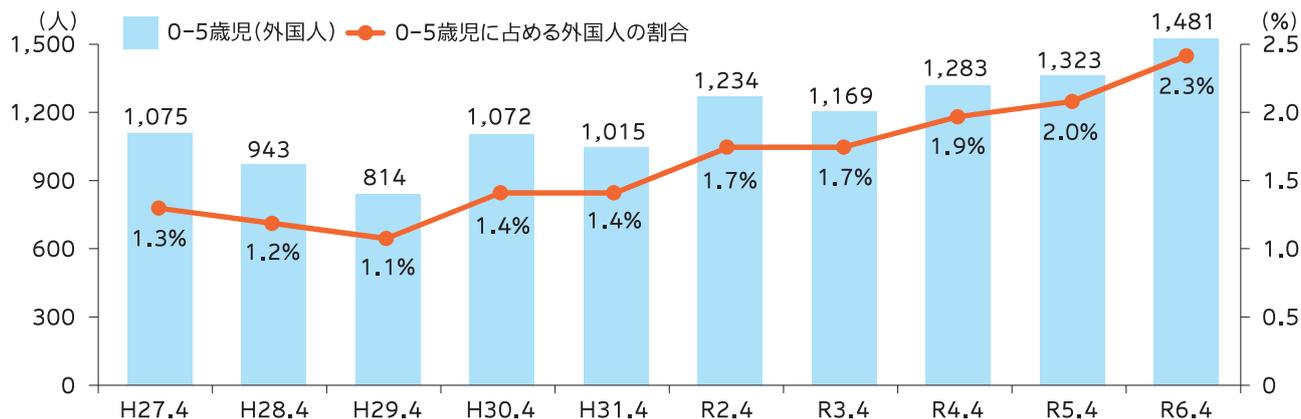
（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

●外国人人口の推移

令和5年度末時点の本県の外国人人口は39,366人で、直近10年間で約1.6万人増加しています。近年はベトナム国籍者が急増しています。

滋賀県の0-5歳児に占める外国人の割合



（資料）毎月人口推計調査 滋賀県

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについてプランが「目指す姿」を定めます。



基本理念を
実現する
ためには…

●プランが目指す姿

子ども・若者	子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができるよう支援します。
父母その他の保護者・子どもに関わる大人	父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育てができるよう支援します。
地域・社会	みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する地域・社会づくりを推進します。

●実現に向けた大切な視点

滋賀県子ども基本条例の基本理念にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、実施するものとします。

- ① 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守ることを旨として実施します。
- ② 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。

※すまいる・あくしょん・・・子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式

- ③ 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

1
子どもの権利が守られる社会づくり

★ 子どもの権利が守られる社会づくり

2
子ども・若者の
健やかな育ちや
希望を叶えるための取組

★ 多様な遊びや体験の機会の確保、
社会参画活動の活性化

「夢と生きる力」を育む
学校教育等の充実

子ども・若者の居場所づくり

★ 若者の希望を叶えるための取組

子ども・若者の
健全な育成環境の整備等



3
きめ細かな対応が必要な
子ども・若者への支援

★ 社会生活を営む上で困難な状況に
ある子ども・若者に対する支援

非行少年等への対応

4
社会的養育の推進

★ 妊娠前、妊娠期からの
虐待予防・未然防止対策の強化

児童虐待の早期発見・早期対応

子どもの保護・ケア

親子関係の再構築支援、
子どもの自立支援の強化

子ども家庭相談センターの機能強化と
市町の取組支援・関係機関との連携の強化



子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。

子ども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動の機会づくりに取り組み、社会的な活動に取り組む子ども・若者を育成します。

一人ひとりの子どもを未来社会を支えていく主体として育み、各学校においては一人ひとりに寄り添った教育活動を展開します。

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、安全に安心して過ごせるよう、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

子ども・若者が社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指し、若者が職業人として自立できるための支援やニーズに応じた施策を推進します。

健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らの持つ力を発揮しながら健やかに成長するための環境を整備します。

困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努め、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援を行います。

非行などの課題がある子ども・若者が健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、社会的・経済的自立につながるよう支援します。

関係機関と連携して妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して包括的かつ切れ目のない支援を実施することにより、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

関係機関との緊密な連携等により、子どもへの虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組めます。

施設での生活や一時保護については、子どもが安心して生活ができる環境の整備や子どもの権利擁護の取組を推進し、子どもの最善の利益を図ります。

子どもや家族の意見・意向を尊重し、状況を踏まえたうえで、子どもの最善の利益を実現する観点から、親子関係の再構築や子どもの自立を支援します。

児童虐待相談対応件数の増加、かつ複雑化・困難化していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化、市町や関係機関との連携強化に取り組み、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談センターの体制の強化を図ります。

5

子どもの貧困の解消に向けた
対策の推進



子どもの能力および可能性を最大限
伸ばすための育ちと学びの支援

★ 貧困の状況にある子どもが社会的に
孤立しないための生活支援

一定の収入を得て生活の安定を
図るための就労支援

世帯の生活を支えるための経済的支援

6

ひとり親家庭への支援の推進



生活の安定と自立のための経済的支援

自立のための就労支援

★ 安心・安全な子育て・
子育てのための生活支援

きめ細かな相談体制・情報提供および
広報・啓発

7

安心・安全な子育て環境の整備



★ 安心して子どもを育てる
ことができる環境づくり

全ての子育て家庭の多様な
ニーズに対する支援の充実

★ 子どもの育ちを支える
就学前の教育・保育の充実

子どもが安心して暮らせる・
子育てにやさしいまちづくり

仕事と子育ての両立支援

8

子ども・若者を取り巻く
社会環境の整備

★ 社会全体で子育てを支える
環境づくりの推進

共生社会に向けた
多様なニーズへの支援

学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障し、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう対策に取り組み、支援が必要な子どもを早期に見つけて行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくります。

貧困状況の世帯が安定した生活を送れるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援を進めます。

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

公営住宅の入居等の生活基盤確保の支援や各手当、貸付金等の経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

ひとり親が経済的に自立できるよう、資格の習得、就労支援や就労後のアフターフォローを進めるとともに、働き方に関して企業に対するひとり親への理解促進を図ります。

ひとり親が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する子育て支援策や家事援助等の生活面のサポート等を着実に推進し、経済的支援により教育環境の充実を図ります。

ひとり親が必要としている情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制の充実を図ります。

子どもの頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、不妊・不育治療から子育てへと切れ目ない支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できる取組を進めます。

子育ての不安や負担感の解消を図るため、多様かつ個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、様々な主体が子育てにともに加わり、支える地域づくりを進めます。

就学前の乳幼児期の子どもが確実に適切な教育・保育の提供を受けられるよう、認定こども園等の計画的な整備を進めます。また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

子どもの安全確保に努めるとともに、自身を守る力を育て、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を進めます。

男女が共に子育てに関われるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めます。

県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

障害の有無や国籍等に関係なく、全ての子ども・若者が健やかに成長していける共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関係機関と連携しながらきめ細かな支援を行います。

主な数値目標

●淡海子ども・若者プランにおける総合目標

指標	現状	目標（R11）
子ども・若者が感じる幸せの度合い	—	R7と比較して上昇を目指す

●各基本施策における政策目標・事業目標（◎政策目標 ●事業目標）

指標	現状	目標（R11）
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
◎ 子どもの権利が守られていると感じる人の割合	—	R7と比較して上昇を目指す
● 普及啓発に係る出前講座の開催回数	—	延べ60回
● 子どもの権利委員会が調査・調整を行った案件数	—	新規案件累計27件
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
◎ 子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合	44.4% (R2～R5の平均)	53.1%を超える
◎ 一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合	44.3% (R2～R5の平均)	46.9%を超える
● しがこども体験学校参加団体数	184団体 (R5)	220団体
● 遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	223箇所 (R6)	直近の県内市町立小学校数
● しがジョブパークの利用者数	14,608人 (R5)	15,000人
● しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」でのマッチング数	1,237組 (R5)	1,400組
● 携帯電話等フィルタリング設定率	90.9% (R6)	95.0%
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
◎ 困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	小学生 70.2% 中学生 68.9% (R6)	R6と比較して上昇を目指す
● スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125件 (R5)	44,245件
● スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500件 (R5)	5,300件
● ヤングケアラー支援に係る関係機関職員研修の参加者数	181人 (R5)	180人
● ひきこもり支援施策推進会議の開催回数	2回 (R6)	2回
● 青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	65.6% (R5)	80.0%
4 社会的養育の推進		
◎ 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	67.1% (R5)	100.0%
● 地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数	18団体 (R5)	25団体
● 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	78.1% (R4)	90.0%
● 養育里親の新規登録者数(世帯)	21世帯 (R5)	各年度21世帯以上の新規登録
● 地域養護推進事業における支援計画策定率	34.2% (R5)	増加
● こども家庭センター設置数	2市 (R5)	全市町

指標	現状	目標 (R11)
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
◎ 生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童生徒の割合	12.0% (R4)	10.0%未満
● スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125件 (R5)	44,245件
● スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500件 (R5)	5,300件
● 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% (R5)	99.0%
● 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (R5)	1.3%
● 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	35.8% (R5)	41.6%
● こどもの生活・学習支援事業実施市町数	6市 (R5)	全市町
6 ひとり親家庭への支援の推進		
◎ 母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識	母子:67.0% 父子:61.2% (計:66.1%) (R5)	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の合計した率(R10) (参考:R5 65.0%)
● 母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数	121人 (R5)	650人 (R7年度～11年度累計)
● 養育費を受け取っている母子家庭の割合	40.8% (R5)	67.0%
● ひとり親家庭の子どもの進学率(高校等への進学率)	96.7% (R5)	99.0%
● ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	70.5% (R5)	83.8%
● こどもの生活・学習支援事業実施市町数(再掲)	6市 (R5)	全市町
7 安心・安全な子育て環境の整備		
◎ 子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
◎ 保育所待機児童数	169人 (R5)	0人
● プレコンセプションケアについて知っている県民の割合	2.2% (R5)	20.0%
● 産後ケア事業の利用率	-	全国平均より高い
認定こども園等利用定員数		
● 3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	22,134人 (R5)	16,203人
● 3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	23,289人 (R5)	23,642人
● 3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	15,809人 (R5)	16,560人
● 保育従事者の離職率(定年退職や雇用期間満了での退職を除く)	7.7% (R5)	3.8%
● 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規登録企業数(従業員数100人以下の企業)	33社 (R5)	50社
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
◎ 子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
◎ 一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合	36.6% (R2～R5の平均)	39.3%を超える
● 家庭教育支援チームを組織する市町数	10市町 (R5)	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加
● 淡海子育て応援団の協力事業所数	2,335店舗 (R5)	2,700店舗

